

事務連絡
令和2年6月8日

各地方公共団体 交通政策ご担当者様

関東運輸局交通政策部交通企画課

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について

平素より、交通政策の推進に当たり格段のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年6月3日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）」が公布され、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の改正が行われたところです。

本改正により、現行の地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」）については、

- ① 地方公共団体による策定を法的に努力義務とする
- ② 公共交通サービスに加え、スクールバスや福祉輸送、病院・商業施設などの送迎サービスを含めた地域の輸送資源を総動員する取組を盛り込むこととする
- ③ 定量的な目標（利用者数、収支、公的負担額等）の設定や施策の実施状況に関する毎年度の評価を行うよう努めるものとする

などの見直しを行い、その名称を「地域公共交通計画」と改めることとしています。

また、現行の地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」）については、路線の再編のみならず、等間隔運行や定額制運賃の導入等の利便性の向上に資する事業者同士による連携の取組等を対象として追加し、その名称を「地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」）」と改めることとしています。

本改正法の施行は、公布後6ヶ月以内を予定しておりますが、既に作成された網形成計画や再編実施計画については、改正後の地域公共交通計画や利便増進実施計画として作成し、又は認定を受けたものとみなす経過措置を設けており、その継続性を担保することとしています。

各地方公共団体におかれましては、法定協議会で計画の作成に向けて議論等をなされ

ている場合にあつては、本年中にも改正法が施行されることを踏まえ、上記①～③を踏まえた内容を盛り込んだ地域公共交通計画として作成を進めるようご留意願います。

（特に、令和2年度に地域公共交通調査事業（計画策定事業）を活用して、計画を作成する協議会においては、この点ご留意願います。）

また、本改正法の施行後に利便増進実施計画（現行の再編実施計画）の認定申請を予定している協議会においては、当該計画は地域公共交通計画に即して作成することとなるため、既に作成している網形成計画について、見直しが必要となる場合もございますのでご留意願います（※）。（特に、地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業）を活用して、計画を作成する協議会においては、この点ご留意願います。）

（※）補足事項

利便増進実施計画（現行の再編実施計画）の作成に当たっては、その前提として地域公共交通計画（現行の網形成計画）において、利便増進事業（再編事業）に関する事項を定める必要があります。

本改正法により、等間隔運行や定額制運賃の導入等の利便性の向上に資する事業者同士による連携の取組等が認定対象として追加されましたが、それらの取組を盛り込んだ利便増進実施計画を作成する場合は、地域公共交通計画にも利便性の向上に資する取組の内容を盛り込んでいただく必要があります。

なお、法改正に伴う計画の記載事項や作成に当たっての留意点等についてのご相談は、以下問い合わせ先をお願いいたします。

また、従前より作成しております「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き」については、改正法の内容を反映し、内容を充実させた上で新たに発出する予定です。改正後の計画制度の詳細については、本ガイドラインにおいて改めて周知させていただきますのでご活用いただければと思います。

以上

【お問い合わせ先】

関東運輸局交通政策部交通企画課

電話：045-211-7209

E-Mail：ktt-koutsuu@mlit.go.jp